

**令和8年度 安曇野市移住促進デジタルプロモーション等業務委託委託
公募型プロポーザル審査委員会設置要領**

(趣旨)

第1条 この要領は、令和8年度安曇野市移住促進デジタルプロモーション等業務委託委託公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づいて応募があった提案を審査し、業務を受託する候補者(以下「受託候補者」という。)を選定するために必要な事項について定める。

(審査委員会の設置)

第2条 前条の受託候補者を選定するために、令和8年度安曇野市移住促進デジタルプロモーション等業務委託委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(審査委員会の所掌事務)

第3条 審査委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) プロポーザルの実施に関すること
- (2) 提案書等の審査及び受託候補者の決定に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第4条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第6条 審査委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、又は可否を問い、その結果をもって審査委員会の議決に代えることができる。

(選定方法)

第7条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、実施要領「12 審査の方法」により審査するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、市民生活部移住定住推進課移住定住推進係において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるものの他、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年2月 10 日から施行する。
- 2 この要領は、業務委託契約を締結した日をもって廃止する。

別表(第4条関係)

役職名	職 名 ・ 所 属
委員長	安曇野市市民生活部移住定住推進課長
副委員長	安曇野市市民生活部移住定住推進課係長
委員	(一社)安曇野市観光協会(団体が指名した者)
委員	安曇野市政策部秘書広報課(所属長が指名した者)
委員	安曇野市教育委員会文化課(所属長が指名した者)
委員	安曇野市農林部農政課(所属長が指名した者)